

1 事業の推進方針

宮古市中心市街地拠点施設整備事業の推進方針

(事業推進の基本姿勢)

第1 本事業は、市政の重要な課題の解決を目指すものであることから、宮古市自治基本条例第4条（参画と協働の原則）、第14条第2項及び第3項（市政運営の原則）の規定に基づき、市民とまちづくりの目標を共有し推進するものとする。

(事業推進の基本的考え方)

第2 本事業の推進にあたっての基本的な考え方は、次のとおりとする。

- 1 「宮古市総合計画（平成23～31年度）」、「新市建設計画（平成17～26年度）」、「新市基本計画（平成22～31年度）」並びに「宮古市東日本大震災復興計画（平成23～31年度）」のほか、関連する各種計画等との整合を図り推進する。
- 2 東日本大震災を教訓に、①防災や災害対応の拠点を見直すこと、②人口減少社会の進行の中で将来的な行政コストを見据えた適切な行政機能と規模を検討すること、③復興後のまちづくりにおける新たな市民サービスに対応していくこと、を拠点施設整備の主眼として検討する。
- 3 「宮古市公共施設再配置計画」に先行して「被災公共施設再配置方針」を基本として推進する。
- 4 基本構想及び基本計画等の事業計画の検討にあたっては、宮古市参画推進条例の規定に基づき、市民の参画により立案する。

(事業の推進体制)

第3 事業の推進体制は、次のとおりとする。（別紙、推進体制図のとおり）

1 市民参画

- (1) 基本構想及び基本計画等の基本的事項を検討するため、宮古市中心市街地拠点施設市民検討委員会を設置する。
- (2) 市民の意識を把握するため、市民意識調査を実施するとともに、計画等の検討経過について公表するものとする。

2 庁内体制

- (1) 基本構想及び基本計画等の原案検討のため、宮古市中心市街地拠点施設整備検討委員会を設置する。
- (2) 基本構想及び基本計画等の基本的事項の検討及び調整は、事業を所管する関係部局等と連携して行うものとする。特に、津波復興拠点整備事業の担当課（都市計画課）及び建築事業総括の担当課（建築住宅課）との連携を密にする。

(事業推進の手順)

第4 基本構想及び基本計画等の策定の手順は、次のとおりとする。

宮古市中心市街地拠点施設市民検討委員会の検討事項（所掌事項）の報告に基づき、宮古市中心市街地拠点施設整備検討委員会での原案作成及び宮古市経営会議における審議決定により、市民の参画及び議会との意見交換を経て、市長決裁により策定する。